

気軽に声をかけていただける職員に

渡部 ゆかりさん



わたなべ ゆかりさん / 昭和63年10月生まれ / 津別町役場勤務 / 豊永在住

# 青春

くるーずあっぷ

「1年目はがむしゃらでしたが、今年の仕事内容を理解しながら対応できるようになりました」と話すのは、津別町役場に勤めて2年目の渡部ゆかりさん。  
釧路市生まれの渡部さんは、父親の仕事の関係で道内各地を転居し、小樽潮陵高校から北海道医療大学心理科学部へ進学しました。公務員を目指したのは、臨床心理学を専攻する中で「心身に悩みを抱える人たちを、行政の側から幅広くサポートしたい」と考えたからだそうです。

現在、保健福祉課で介護保険を担当。「保険の認定、利用状況の把握、保険料の計算などを行っています。まだ認知度が低い介護保険なので、窓口では分かりやすい説明を心がけています。担当が変わっても住民の方に気軽に声をかけていただけるような職員になりたいです」と意気込みを語ってくれました。  
休日は美幌の祖母の家に行ったり、リコーダー愛好会RECつべつの活動、公民館のヨガ教室でリフレッシュしているそうです。

# 温故知新

【413】

## 活汲の発展に尽くす

竹中 誠一さん



たけなか せいいちさん / 大正15年1月、津別町生まれ / 86歳 / 活汲在住

「祖父の代に一家5人で、石川県七尾市から常呂屯田兵として端野に入ったのが、北海道での始まりです。明治29年のことですよ」と話す竹中誠一さん。活汲に移ったのは明治39年で、以後竹中家は5代にわたって同地の開拓と発展のために汗を流してきました。  
開拓農家の3代目として生まれた竹中さんは、活汲尋常高等小学校を卒業すると、ほどなく父親を亡くし、若くして一家の柱として家業を支えることになりました。

やがて第二次世界大戦が始まり、時が経つとともに日本は劣勢に立たされます。体格は良かったものの、当時病気がちだった竹中さんは、徴兵検査で後方支援の「乙種合格」。国のため戦地に赴くことが叶わず、気が抜けたようになり「また」と、その時の気持を振り返ります。  
戦後は農家の主として地域の復興と発展に力を尽くしてきた竹中さんは、昭和48年に津別町議会議員に当選。以来、3期12年にわたって町政に取り組みます。任期中で一番思い出深いのは、活汲に小麦の乾燥施設の建設を実現したこと。「話が得意な方ではありませんが、広域議会でも働きかけるなど、自分なりに努力しました」。  
5年前に奥さんに先立たれ、寂しい思いをしておられる竹中さんですが、亡くなる数か月前の80歳の誕生日に、病床の奥さんが娘さんの買ってきたケーキと寿司を「おいしい、おいしい」と言って、喜んで食べていたのが忘れられない思い出だそうです。  
農家は継がないと思っていたお孫さんが、思いがけず活汲に戻り、5代目を継ぐ決心してくれたことも、これからの楽しみのひとつだとか。

# 健康いきいき

## もしもの時の連絡先は？

津別町にはたくさんのお年寄りが住んでいます。一人で暮らしている方が何人いるかご存じですか？ 津別町の人口約5500人のうち、約400人が65歳以上で一人暮らしをしています（平成24年3月末現在、施設入所・長期入院等除く）。  
このようなお年寄りの方々が、安全に一人暮らしを続けられるように、日々様々な職種の人達が活動しています。  
定期的にお年寄りの家に伺って元気な様子を確認することも活動の一つですが、この際に事故や病気で動けない、話せないお年寄りを発見する時があります。このような緊急時に、家族がどこに住んでいるのか、連絡先はどこなのか分からないければ、病院へ運ぶときや治療などにも支障が出ます。

- もしもの時に備え、一人暮らしのお年寄りももちろんですが、家族と暮らしている方も元気なうちから連絡先を決め、自分以外の人もわかるようにすることが大切です。
- 連絡先の例
- ・自分の名前
  - ・生年月日
  - ・かかりつけの病院・電話番号
  - ・第一連絡先の相手氏名
  - ・その人の住所・電話番号
  - ・その人の勤め先・電話番号
  - ・右記以外の必要と思われること
- 連絡先は第一までであると安心です

その他大切なこととして、入院後必要となる健康保険証、治療薬等の手帳、現金、通帳、印鑑などは自分以外の人（家族や連絡相手など）でも持参できるように保管方法を工夫しましょう。

また血圧や心臓の持病がある方、糖尿病で治療中の方などは、体調の変化が起こりやすいので、普段からの通院や内服治療をきちんと継続することが大切です。

# 暮らしを支える 税

## 町道民税の特別徴収（給与天引き）について

町道民税の納め方は、本人が納付書（又は口座振替）で納める普通徴収と、事業主が本人の給与から町道民税分を予め天引きしておき、本人に代わって納める特別徴収の2つがあります。

普通徴収は1年分の税額を4回（6・8・10・12月）に分けて納めます。  
特別徴収は1年分の税額を12回に分けて給与から天引きします。

特別徴収の方が、1回あたりの負担額が少なく、負担する時期も普通徴収に比べ遅く、納税者の手間は全くありませんので、納税者にとって便利な方法です。

特別徴収を希望される方は、勤め先にご確認ください。

《事業主へのお願》  
所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の町道民税を特別徴収することが法律（地方税法及び町税条例）により義務づけられています。

特別徴収を開始するには、給与報告書を町に提出（毎年1月末まで）する時に、特別徴収分として提出下さい。翌年度から特別徴収を開始します。また、給与からの天引き額は予め町で計算して通知しますので、源泉所得税のように金額を計算する必要はありません。さらに、11月までなら、年度途中からでも特別徴収を開始できます。特別徴収を行っていない事業主の方には、ぜひご検討願います。